

第9次募集 [新潟県なりわい再建支援補助金]

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業等を対象に、被災した施設・設備の復旧に要する費用を補助します。

なりわい再建支援補助金では、交付決定よりも前に着手した工事を特例的に補助対象と認める「事前着手制度」を適用しているところですが、今回募集での申請をもって、事前着手制度の適用を終了します。

今年度末の申請に間に合わない方は、今年度末までに申出書等の提出をすることで、事前着手が認められる場合があります。該当される方は早期の相談をお願いします。

【制度概要】

第8次募集と制度内容は同じ

補助対象者	令和6年能登半島地震の被害を受けた、新潟県内に事業所を有する 中小企業・小規模事業者 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） ※市町村が発行する被災証明・罹災証明等が必要 ※個人事業主の方も対象
補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費 ※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要 ※ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能 ※災害発生以降、公募開始前までに着手した経費も補助の対象（今回募集で終了となります。）
補助率	中小企業・小規模事業者 3 / 4 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） 1 / 2
補助上限額	3億円 ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合、1億円まで定額補助
申請受付期間	第9次募集 令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）必着 ※既に復旧工事に着手されている方は、早めの申請をお願いします。 ※先着順で採択されるものではありません。
提出方法	郵送にてご提出ください。 ※補助事業の詳細について、県ホームページの「4. 交付要綱等」に掲載していますので、事前にご確認のうえ、申請をお願いします。 【提出先】 〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F 「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」宛て ※ご質問等は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
申請書類の入手方法	新潟県ホームページの「5. 申請様式」からダウンロード https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html



新潟県ホームページ

お問い合わせ先

新潟県なりわい再建支援補助金事務局

TEL : 025-288-6035

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日を除く）

〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F